HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道における農業生産法人の現段階と課題(2001年度秋季大会シンポジウム『担い手としての農業法人の可能性』)
Author(s)	市川, 治
Citation	北海道農業経済研究, 11(2), 3-13
Issue Date	2004-01-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63520
Type	journal article
File Information	KJ00006912220.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

［北海道農業経済研究　第11巻第２号　2004.１］

［論　文］2001年度秋季大会シンポジウム

北海道における農業生産法人の現段階と課題

市　川　　治*

Ⅰ．問題の所在

１．今日の北海道農業の担い手としての法人

日本の農業問題として今日の最も重要な課題の一つに農業生産の担い手（農業経営）をどのように考え、どのように形成・育成していくかということがある。このためには、いかに若者や、農業の後継予定者・新規学卒者などが農業（経営）に魅力をもち参入しうるか、参入できうる経営体をつくるかということが重要である。その経営体のひとつとして農業生産法人があると考える。

ところで、新規学卒者で就農する若者・青年がどの位いるのかというと、道内では300 人ほどにすぎない。他にUターン青年が約200人（新規参入が30人）ほどいるが、後継者 補充率が従来よりはやや回復したとはいえ25.7%にすぎない。ということは、今後このままで推移するとすれば、大半の農家はリタイヤーせざるをえないことになる。なぜ後継者の補充・新規参入者が少ないという事態になっているのか。その理由としては、農業内部の問題では第一に収入・農業所得が少なく、しかも安定しないことや、第二に動物の飼育では毎日仕事があり、休みがなく仕事が一時期に集中すること、第三に農地が少なく、農家の子弟以外の人が容易に農地が持てず参入しにくいことからである。さらに女性にとっては、男性が休んでいる時でも家事・育児などをせざるをえないことや、見かけや格好が悪く、日焼けをしたり、汚い・臭いなどである。これに周囲の人たちと協調してやれるかどうかわからないなどがある。農外問題としては、農業の規模拡大をしていくことから、環境汚染や環境破壊という環境問題が発生することなどであると考える。

この中で最も重要なことは、農業の生産的な役割を十分発揮し、安定的な「所得」を確保できる経営体が存在し、それに携わる農業者の生活が安定しているということである。そのような農業経営体のひとつとして農業生産法人があると考えられる。このような経営体を育成することによって、青年・若年労働力が参入することが可能な産業として、農業が確立していく可能性がある。

すなわち今日、日本、特に北海道農業の担い手等として農業生産法人の果たす役割は、益々増大してきている。しかし、農業生産法人の担い手としての役割、及び農業経営発展としての農業生産法人の意義、現段階的な把握とその評価は必ずしも、これまで十分に研究・検討されているとはいえない。とくに、最近の７～８年間の考察は十分でないと考えられる。本報告では、このような認

＊酪農学園大学

識から担い手としての農業生産法人、特に道内の農業生産法人を対象に、これまでの農業生産法人の展開の到達点を、道内の代表的な法人の多い市町村を選定し、そこでの法人の到達点を明らかにする。さらに、作目別に法人を類型化し、道庁のアンケート調査結果と実態調査を加えて、担い手としての農業生産法人の現段階（力量・到達点）と問題点を明確にし、今後の展開上の課題を明らかにする。

2．従来研究の到達点と課題

1）1993年大会での報告

1992年「新しい食料・農業・農村政策の方向」（農水省）のなかで、農業生産法人が組織経営体として位置付けられ、93年に関連三法も制定し法人形成が推進された。このような背景のもとで、93年度の道農業経済学会大会「新農政と北海道農業」が開催され、そこで農業生産法人に関する検討も行なわれた[1)]。それ以後も農業生産法人の増加がみられ、今日でもその拡大・展開期が続いていると見て取れるが、その当時の法人数の推移をみたのが**表1**である。それが今日どう展開し、どのような段階に到達したのかを解明するのが、ここでの第一の課題である。今日はいわば第2の法人の拡大・展開期のなかにあるように考える。それも、とくに道内では1戸1法人の拡大・増大が中心であることが特徴的である。そのことはまた、現在の個別農家と同じ問題・個別経営としての展開が難しいという問題等を抱えている可能性が高いのである。

93年学会での分析視角のひとつとして、法人は雇用労働を取り入れていること、また利潤・純利益の獲得を目的に展開しているという企業経営的視角で検討した。しかし、道内の大部分の法人は、この基準を満たしていない。つまり、第一に本来的な法人である企業的経営となっていない問題や、第二に広く法人の経営者を選定できないという後継者問題、第三に具体的に利潤の拡大（獲得）や雇用確保が目的にならないなどの問題・課題があった。その当時の法人の存続のためには、①法人としての共同化の必要性（経営間協同）、②個別法人でできない事業等について別会社化の提起、③法人といえども個別経営であり、支援システムが必要であることから法人の諸問題も地域レベルで考える必要があるなどを提起した。

2）従来の研究成果の到達点と課題

最近の研究論文でも、先の学会報告以外に北海道の農業生産法人を農業の担い手として位置付け、研究の対象にしているものが数多くある[2)]。そのなかの代表として小山良太報告がある[3)]。この検討課題としては、ひとつは歴史的な検討・動態把握が必要であること、また、市町村での法人実態把握や法人の売上高・所得などの経営分析が必要であること、さらに個別実態調査がされていないので調査実態分析・企業化の進展度合いの把握、特に雇用労働の実態などをみる必要がある。というのは、この分析は道のアンケート調査結果の分

表1　農業生産法人数の推移

	合計		有限会社		農事組合法人		米麦作		果樹		畜産	
	全国	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国	北海道
1965	1,295	236	712	196	568	62	242		548		299	
1970	2,746	949	1,569	769	1,144	173	806	633	871	14	749	260
1975	2,879	1,163	2,007	980	856	177	788	660	845	11	852	512
1980	3,200	1,089	1,939	933	1,240	150	743	578	700	14	1,103	586
1985	3,168	1,292	1,825	1,114	1,324	171	553	394	516	10	1,262	603
1990	3,816	1,318	2,167	1,155	1,626	157	558	315	592	11	1,564	647
1992	3,709	1,430	2,305	1,270	1,384	154	645	347	509	12	1,499	704
1995	4,150	1,559	2,797	1,392	1,335	161	803	359	523	15	1,510	765
2000	5,889	1,794	4,366	1,617	1,496	170	1,275	370	606	17	1,803	888

資料　：　道農地調整課調べと、農水省『ポケット　農林水産統計』等から作成

析であり、法人の実態との差異がある場合があるからである。本稿では、これらを踏まえて法人形成の歴史的展開を把握し、具体的には農業生産法人経営の法人数、売上高、経営耕地面積、労働力数に焦点をあてて考察していくことにする。

注１）拙稿「北海道における農業生産法人の現状と課題」（『北海道農業経済研究』第３巻第２号、1994.4)、「農業生産法人の雇用依存に関する問題－北海道の事例を中心に－」（『酪農学園大学紀要』第22巻第１号、1997.11)、「地域農業とともに歩む－農事 組合法人卯原内酪農生産組合－」寺本千名夫・市川治・志賀永一編著『21世紀北海道農業の先駆け』(2001.8) を参照。

注２）畠山論文では、大規模酪農、１戸１法人、家族経営型法人における労働力調達と経営展開などを明確にしている。さしあたり畠山尚史・志賀永一「家族経営型法人における労働力調達と経営展開」（『農経論叢第54集』1998.3）を参照。また、中央農試グループの論文集「農業生産法人の課題と展望」『北農』（第65巻第２号、1998.4）を参照。

注３）小山良太「北海道における法人経営の経営意向と地域性」2000年度道農業経済学会個別報告(2001.3) で、最近の法人の意向について詳しく整理されている。

Ⅱ．農業生産法人の展開到達点

１．法人展開の画期と特徴

まず、これまでの展開を歴史的・概括的に整理すると、北海道の農業生産法人の展開は、大きく３期に分けられる。そこで、それぞれの期の法人展開の特徴を整理することにする（**表１**、**図１**）。

１）第１期（1962年～1975年）：第１次法人増加・成長期－基本法農政下の成長

1961年農業基本法農政が開始され、そのなか

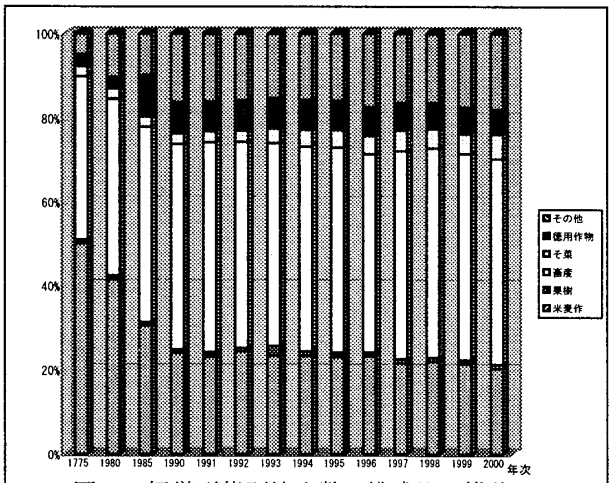


図1　経営形態別法人数の構成比の推移

資料：道庁調査により作成

に法人経営の創設の萌芽が示される。そしてその翌年に農地法・農協法等が改正され、はじめて農業生産法人が農地の所有・利用と農業経営ができるという制度が確立した。これによって農家の法人化・農業生産法人化が進み、**表１**にみるような急激な法人の増加として示される。この期は、法人の形成・増大期ということができる。

農業生産法人制度成立当初の法人の成立契機は、税金問題（税金への不満から）であったといわれる。すなわちこれを契機に農業部門での法人化運動が全国的に広がり、1962年に農業生産法人の法制度が整備され、農家の法人化が可能となり、急速に法人が設立された。このことは、1965年までに全国で1295法人、北海道でも法制度成立時には50数法人が形成され、３年後の1965年には236もの法人が設立されたことに示される（**表１**）。つまり、法人は農家と異なり、高い売上を上げても必要経費（研修費・保険料など）が十分認められ、しかも赤字の繰越や専従者給与が控除され、全体として農家よりは税の軽減ができるという税対策面での有利性があった。さらに制度融資や資金確保が容易であるということも考えられた。

２）第２期（1976年～1992年）：停滞期－総合農政・市場主義農政・経済構造調整期

1970年代に入り、農業生産が内外圧力により農産物の「過剰」が深刻になる。この打開策として市場原理の導入による市場競争の激化で純利益の拡大が困難化する。とくに、これまでの選択的拡大品目の価格・生産額の停滞は、その分野での法人化を鈍化させ、法人を解散・中止するものが増えることにより減少させることになる。このことから、全国、及び道の法人形成の停滞期ということができる。この期には農産物貿易の自由化や食生活の変化に伴い、日本の農産物供給「過剰」問題が発生し、食用米の減反・生産調整政策にみられるような対策がとられる。加えて、農業全体に対する「過保護」攻撃などを背景に、大規模農業経営・法人も大きな影響を受ける。これらによる農業経営悪化などの原因により、3,200をピークに減少する。北海道でも1977年1,451をピークに一時減少に転化したが、その後経営環境の改善に伴い、1985年頃を底に徐々に回復する。

この間の特徴は、諸制度の変化により、法人設立の意義が後退する。例えば、農家の青色申告の採用によって専従者給与が税控除の対象にできる等である。逆に、法人の場合には、転作奨励金が一時所得になり税対象になることや、構成員後継者でも生前一括贈与税の特例は受けられないなどの諸問題が明らかになった。

3）第3期（1993年～）：第2次成長期－新政策・ＷＴＯ体制・新農業基本法農政下の成長

1992年の新政策、93年の関連三法の制定や94年農政審の答申、ＷＴＯ協定批准、さらに99年食料・農業・農村基本法の制定による新農政の経営政策による組織経営体・法人の推進と支援により、93年頃から急速な法人形成・増大が続いている。つまり、この期は全国、及び道の農業生産法人の形成の増加・第二の成長期ということができる。それは、国の農業政策のひとつの柱として施策の推進対象に法人が位置付けられ、1995年4,000台から今日5,900台へと増加・拡大する。道内でも、道政による農業生産法人の育成指針にみられるような推進政策により、ほぼ同じように増加・拡大していることに示される。すなわちこの期の特徴は、1990年代に入り農業生産法人制度の改正等の規制緩和による、事業・規模拡大が容易になる。国による資金融資枠の拡大などから新しい部門の増設も容易になり、その部門への新規就農者の参入も可能になるなどが明確になったことである。さらに、2001年には農地法の改正により農業生産法人制度の「改正」が実施され、株式会社の導入が容認された。また農協や行政・民間会社からの出資も認めるなどにより事業や経営規模拡大が容易になり、多角化・規模拡大をめざす農家・家族経営が次々に法人を結成し、法人数が増大することになったのである。

2．法人の到達点・位置と課題

1）　市町村別法人の特徴

(1)　農家のなかに占める割合

この間の農業生産法人の形成・増加傾向と、最近の法人の道農業に占める位置を具体的に考察する。**表2**では、法人数が増加している支庁のなかで、法人形成が比較的進んでいるといわれる代表

表2北海道の代表的市町村の法人の位置

年度		代表的市町村		
		法人	全農家	法人割合
1995	法人数・戸数	520	10,353	5.0
	経営面積(ha)	18,236.1	99,116.1	18.4
	粗生産額(百万円)	24,684.6	131,970.0	18.7
	従業員数・農業就業人口	2,730	22,738	12.0
2000	法人数・戸数	522	9,096	5.7
	経営面積(ha)	21,917.0	97,087.8	22.6
	粗生産額(百万円)	27,324.5	123,892.0	22.1
	従業員数・農業就業人口	2,652	23,230	11.4

資料：全農家は世界農林業センサス(各年)より作成。他は、市町村アンケート調査より作成。

注1）法人、全農家は、当別町、新篠津村、長沼町、深川市、旭川市、東神楽町、小清水町、東藻琴村、浦河町、三石町、帯広市、中札内村の合計である。

注2）95年の法人粗生産額は推計値である。

的な市町村を選定し、これまでの展開の増・減要因を検討する。すなわち、集計市町村（12市町村）での農業生産法人の展開より、その増減や農業に占める比重をみると、法人数は戸数比で1995年5％、2000年5.7％と高まっている。経営耕地に占 める法人耕地面積の割合をとると、経営耕地面積比率で95年18.4％、2000年22.6％となっている。さらに、農業就業人口に占める法人構成員数の割合をとると、1995年12％、2000年11％ということになる。これに4人程度の常雇を入れると20％近くの比率になる。

(2) 粗生産額に占める法人売上高の割合

農業生産法人の比重が相対的に高いのは経営耕地面積シェア、及び粗生産額に占める売上高である。集計市町村全体の粗生産額に占める法人の売上高の割合は、95年18.7％から2000年22.1％に増加しており、粗生産額に占める比率は20％強の高い比率を示していると考えられる。

全体として、この5年間で法人の占める位置が増加しているとみられる。法人は、集計12市町村全体との比率で、耕地面積と売上高で20％程度を占めている。この間の増加の中心的な役割を果たしているのが、法人組織形態別では有限会社法人である。また、作目別・経営形態別には酪農・畜産生産法人の増加であると考えられる（前掲**表1**）。

2）支庁別・道全体の農業生産法人の位置

つぎに、支庁別・道全体の農業生産法人の位置をみることにする（**表3、4**）。法人の多い支庁である空知、上川、網走、十勝の各支庁より構成戸数別法人数をとると、全体としては1戸1法人・家族経営の法人化が、一時鈍化傾向であったが、1990年代後半以降、再び増加傾向にある。とくに、畑作、酪農・畜産の多い十勝・上川等の支庁での増加が著しい。また法人の企業化を雇用労働力の有無割合で考察すると、1戸1法人の増加と

表3　支庁別戸数別農業生産法人数の推移

支庁		1980			1995			2000		
		組合	有限	総数	組合	有限	総数	組合	有限	総数
空知	1戸	1	176	177		103	103	4	130	134
	2戸	13	20	33	7	14	21	16	41	57
	3戸以上	60	19	79	13	12	25			
	計	74	215	289	20	129	149	20	171	191
上川	1戸		28	28	4	47	51	8	85	93
	2戸	3	15	18	5	22	27	13	32	45
	3戸以上	45	10	55	33	20	53	25	23	48
	計	48	53	101	42	89	131	46	140	186
網走	1戸	1	102	103	4	134	138	8	164	172
	2戸	1	3	4	3	12	15	2	15	17
	3戸以上	22	13	35	16	6	22	13	11	24
	計	24	118	142	23	152	175	23	190	213
十勝	1戸	3	31	34	2	88	90	1	147	148
	2戸	6	17	23	9	41	50	10	42	52
	3戸以上	11	59	70	17	73	90	19	69	88
	計	20	107	127	28	202	230	30	258	288

資料　：前表に同じ

表4　構成戸数別農業生産法人数の比率推移　（単位:％）

北海道	1981年			1995年			2000年		
	組合	有限	総数	組合	有限	総数	組合	有限	総数
1戸	0.4	53.2	53.6	0.7	54.0	54.8	1.6	60.3	61.9
2戸	2.4	12.9	15.4	2.4	16.3	18.8	7.9	29.9	37.9
3戸以上	12.5	18.1	31.0	7.3	19.0	26.4			
計	15.4	84.2	100.0	10.3	89.3	100.0	9.5	90.2	100.0

資料:　道庁調べより作成。

いう場合には、その法人全体では雇用労働力が少ないので、企業的性格が弱いとみられる。しかし、複数戸1法人・農事組合法人も最近進展してきている。絶対数としては、複数戸1法人も増加傾向にある。とくに、2～5戸1法人の増加傾向が続いている。

3．法人の発展要因と問題・課題

農業生産法人経営の目的である売上高が増大し、農家と比較して1法人当りの「混合所得（純利益＋労働報酬）」や、法人構成員1人当たりの「混合所得」の拡大が進んでいるので、法人の増加・拡大が進行していると考えられる。またそれと関連して、法人の企業的経営の指標のひとつと考えられる、雇用労働力も確保され、法人のなかで雇用を擁する法人の割合も増加している。だが、様々な問題・課題があるし、それも生産している作目・経営形態による違いもあると考えられる。そこでつぎに、法人を作目別・経営形態別に分類し、検討することにする。

Ⅲ．農業生産法人の現段階・今日の特徴

1．道農業での位置と役割

全国における北海道の農業生産法人の比重は大きくは変わっていないが、今日北海道の農業生産法人は、全国の30.5%を占めており、その特徴は、畜産・酪農法人が多く、しかも有限会社法人と1戸1法人が際立って多く、増加が続いているということである。

北海道では、農家の経営規模が府県と比較して大きく、1戸でも法人を形成することができる。従って、特にこの1戸による法人が多い。それはまた、法人形態の有限会社を容易に設立できることにもなる。さらに酪農・畜産法人は家畜の飼養・乳牛生産管理や適切な農地・ふん尿管理を必要としていることから、従来より家族経営を中心に規模拡大を遂げてきた（その延長線に法人化するものが多い）し、最近は様々な問題を抱えるとはいえ、酪農・畜産が経営成果をあげてきたことから法人が増加してきていると考える。さらにこのような有限会社が多いのは、従来は北海道の特質であったが、最近は全国的な傾向になりつつある。特に酪農や日高の軽種馬を中心とする農業生産法人が多いのが特徴であるが、それは、自然・風土条件がよく、特に草地基盤が豊富であるという北海道的特質に起因しているといってよいと考えられる。

こうしてこの間、道の農業生産法人は全体としては増加傾向が続き、道農業に大きな位置と役割を果たしていると考えられる。具体的には、道農業における基本指標のいずれをとってもその位置と役割は増加傾向にあるとみられる（**表4、表5-1～5-3**）。とくに地域別にみると、その経営規模は例えば面積や担い手数・乳牛頭数などで、農家と比較すると2～3倍強の大きさを示している。粗生産額に占める法人の売上額も大きく、1法人当たりの売上高は平均14,670万円であり、それは「農業生産所得統計」の1999年の1農家当りの粗生産額1,780万円の実に約7.5倍になっている。ただし、1労働力当たりの売上高比較では2.6倍程度である（**表5-3**から構成員と常雇を合算し1法人当り7.6人、つまり1法人労働力当り売上高1,930万円、「平成12年度北海道農業統計表」から1農家当り農業就 業人口2.4人、つまり1農家労働力当り743万円より算出した）。

2．道農業での作目部門別法人の位置と特徴

農業生産法人の生産力・経営規模を、これまで具体的に考察して来なかった作目別・経営形態別に分類し、分析すると次のとおりである。

1）稲作法人の比重と特徴

米麦法人といわれる稲作法人が、北海道の稲作農業でどのような比重をもっているのかを検討す

表5－1　石狩支庁、空知支庁の稲作法人の位置

	両支庁合計			割合	
	稲法人(A)	全農家(B)	稲単一(C)	A/B	A/C
法人、農家数	165	16,466	5,935	1.0%	2.8%
経営耕地面積(ha)	4,191.20	169,600	72,170	2.5%	5.8%
1法人、1農家当り(ha)	26.7	10.3	12.16	259.2%	219.6%
売上高(粗生産額)(千万円)	535.9	17,433	8,485	3.1%	6.3%
1法人、1農家当り(万円)	3,600	1,059	1,480	339.9%	243.2%
労働者数(人)	891	37,458	－	2.4%	
1法人、1農家当り(人)	5.4	2.27	－	237.9%	

資料:北海道農政部農政調査課「農業生産法人情報調査(2000年度)」および北海道農業統計表より作成
注:稲単一は、稲作単一経営であり、経営耕地面積は稲作付面積である。

表5－2　十勝支庁、網走支庁の畑作及び酪農法人の位置

	両支庁法人合計		両支庁農家合計		割合	
	畑作法人(A)	酪農法人(B)	農家数(C)	酪農家(D)	A/C	B/D(B/C)
法人、農家数	218	76	14,555	3,720	1.5%	2.0%
経営耕地面積(ha)	14,771.60	8,060	429,300	139.025	3.4%	5797.5%
1法人、1農家当り(ha)	67.8	106.1	29.5	37.4	229.8%	283.7%
売上高(粗生産額)(千万円)	1,819.40	1,182.20	39,386	12,044	4.6%	9.8%
1法人、1農家当り(万円)	9,400	18,200	2,706	3,238	347.4%	562.1%
労働者数(人)	1,075	403	40,919	－	2.6%	(1%)
1法人、1農家当り(人)	6.9	6.7	2.8	－	246.4%	(239%)
乳牛頭数(頭)	(3, 555)	17,564	－	332,600		5.3%
1法人、1農家当り(頭)	(177. 8)	254.6	－	89.4		284.8%

資料:前表に同じ

表5－3　6支庁の作目別法人の実態

	総数	1218	酪農	98	畑作	312	稲作	261	その他	546
	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均	回答数	平均
粗生産額(千万円)	940	14.7	80	19.3	274	9.4	234	4.3	350	24.8
構成員	996	3.3	90	3.4	285	3.2	236	3.4	401	3.7
役員	998	2.7	80	3.1	224	3.6	213	2.5	431	3.3
常雇	706	4.3	63	3.6	168	3.5	96	3.8	315	5.9
実習生	340	1.2	60	0.9	174	0.8	54	1.0	86	3.1
臨時	618	26.0	52	1.5	132	52.4	158	26.5	232	21.0
農地	1023	42.0	88	88.2	289	51.9	238	24.5	407	33.6
法人所有農地	865	29.3	75	40.6	220	27.0	231	10.3	333	21.8
経営面積(ha)	1602	42.7	154	70.2	449	46.7	302	27.2	694	30.0
乳牛頭数	124	243.8	88	259.4	28	190.2	3	73.3	5	683.0

資料:前表に同じ

る（**表 5 - 1**）。

稲作（米麦）経営法人は空知・石狩支庁管内で相対的に多い（稲作法人が両地区で 165、全体の 63%を占める。他に上川支庁 64 法人がある）。この法人の割合は、両地区全体戸数（16,466）比で１％（稲作単一農家比約３％）であるが、経営耕地面積比率では田面積比率で５％を占めているし、売上高（粗生産額）では、米粗生産額比率で 6.3％をも占めており、１法人当たり平均で 3,600 万円となっている（１農家の米粗生産額 1,430 万円の 2.5 倍。農家の数値は、「平成 12 年度北海道農業統計表」より算出。以下同様の 方法で分析）。

2） 畑作法人の比重と特徴

次に畑作経営法人の比重をみる。この畑作経営法人が多い支庁としては、十勝と網走支庁が該当し、両地区内の畑作経営法人は 218 法人である（**表 5 - 2**）。とくに、十勝は１法人当たり構成員 3.9 人、常雇３人程度で、経営耕地面積で 60ha を耕作し（十勝平均の 34.1ha の 1.8 倍）、売上高 15,000 万円程度（十勝平均 3,000 万円の５倍）を上げている。なお、両支庁管内の畑作経営法人の平均売上高（粗生産額）は、9,400 万円であるが、それでも両支庁１農家当りの粗生産額の 3.5 倍（網走管内１農家当りの粗生産額の 3.9 倍強）と

なっている。労働者数でも、両庁農家の平均の2.5倍となっている。さらに、畑作経営法人の売上高は道内畑作経営で最も粗収益が高い工芸農作物作経営の平均粗収益2,263万円の約4.2倍である。

3） 酪農法人の比重と特徴

酪農法人の比重をみると（前掲**表5-2**）、酪農も十勝と網走支庁管内で多くの法人が経営を行なっている。他には、釧路や宗谷、根室支庁管内などに酪農法人がある（M法人、F法人を参照）。両地区の平均でみると、1法人当たりで構成員3.4人、常雇3.3人で1法人当りの労働力は6.7人である（これは両管内1農家の平均農業就業人口2.8人の2.4倍）。乳牛頭数は254.6頭（両管内の平均頭数89.4頭の2.85倍）、耕地面積で70ha（同：2.4倍）、売上高で1.82億円（両管内酪農家の平均粗生産額3,238万円の5.6倍）を上げている。これはまた、道酪農経営の平均粗収益4,029万円の4.5倍となっている。

4） 多角経営法人の比重と特徴

最近多角経営法人が道内農業で大きな位置と役割を果たしつつある。その具体的な数量を明確にするデータはない。ここでは、3部門にはいらない「その他」に分類される法人や実態調査から類推する（**表5-3**）。つまり、酪畑混同法人では加工品の製造・販売や、レストラン、体験農業等を含む観光事業を行なっているものがある。例えば、H牧場、U酪農生産組合法人、Tファームなどの法人がこれに該当する。また、畑作・野菜生産を中心とする多角経営法人でジュースや漬物等の加工品、レストラン、観光などを行なっているものがある。例えばN経営組合法人などがあげられる。さらに、稲作を含む多角経営法人でも産直販売や加工品の販売などを行なっているものが多数出現してきている。例えば、旭川のT農場法人など。それらの法人は、道法人のなかでも最も高い売上高（約2.5億円）や構成員3.7人、常雇5.9人、実習生3.1人を擁しており、地域のなかで注目される多角経営となっている。これらは、高い売上高と利益を獲得しているだけでなく、様々な部門を擁しているがゆえに、若者・青年が魅力を感じて容易に就職・参入してくるものと考えられる。それによって、益々従来とは異なる、本来的な企業的な経営へと展開しつつあるとみられるのである。

3．認定農業者に占める法人

農業生産法人が北海道農業の担い手かどうかを検討するために、最近の経営政策の推進対象である、日本・北海道農業の担い手と考えられている認定農業者のなかで、法人がどのような位置と役割を果たしているのかを検討する。

1） 認定農業者の形成と現状

この制度が出来て8年目になる。認定農業者数は、全国で15万人を越えて延べで166,280（農家全体に占める比率5.3%）、そのうち法人は5,820（認定農業者に占める割合3.5%、農業生産法人に占める認定農業者の割合98.8%）になっている。これに対して北海道では、認定市町村が191で全体で認定農業者はのべ17,579（農家に占める割合25%強）になっており、そのうち法人が695（認定農業者に占める法人の割合約4%）となっている。つまり、北海道では認定農業者のいる農家は全体の25%強と全国よりはるかに高い割合で、全国に占める割合も10.6%にもなっている。このなかの農業生産法人の場合には、認定農業者に占める割合は全国よりもさらに高いものになっている。法人の大半は認定農業者ということができる。

2） 認定農業者としての農業生産法人の意義

農業生産法人は農家と比較して大規模化しているものとして認定農業者に相応しいものが多く、農政や若者に注目（推進）されている。それは若い人たちが容易に社員や構成員になれ、経営の継承も容易にできるからである。例えばU法人では、

構成員の半分近くが脱サラ・都会からの出身者によって担われ、都市生活や会社のルールがかなり適応されてきている。非農家の子弟も積極的に研修に参加してきている。つまり、一般社会における会社への就職と同じような感覚での農業への就農が可能になっているのである。というのは、一定の給与が定期的に支払われ、週に一回の休日がとれ、しかも社会保険もあれば、ボーナスもある。努力次第では課長や部長になれ、社長や組合長になれる可能性もあることから、若者のよせる期待も大きいのである。この農業生産法人は、必ずしも一般企業とは一致しないが、これまでの農村社会に一定の波紋を投げかけ、農村社会を変える契機的な役割を果たしている。それだけ容易に若者を吸収できる仕組みがあり、それは農家とは異なるものであるといえる。それが若者に受け入れられているのである。こうして、人口減少地域・農業後継者不足地域では、農協や役場の支援によって農業生産法人（加工・観光の農業法人）が形成され、それが地域の核となっている町村も出現しつつある。このように法人の大半は認定農業者になっており、重要な担い手と位置付けられている。

4．法人の現段階の特徴

これまでみたように、北海道の農業生産法人は高い売上高（農家の２～８倍）を上げ、農家と比較して混合所得で２倍ほど、農家専従者と比較して構成員１人当たりでも高い「所得」を上げている。さらに、認定農業者のなかにも多くの法人が位置付けられてきている。また、雇用労働力も道内支庁・地域や作目・組織形態よって多少異なるが、全体で雇用者を擁している法人の割合が60％強である。１法人当たり平均で常雇4.3人、実習生も１～２人がいる。このように、法人は多くの雇用者を抱えて、法人経営・労務管理を適切に行なっていると考えられる。そこには就業規則や社会保険等がある。とすれば、農業生産法人の企業化も進みつつあるとみられる。とりわけ、複数戸によって形成された多角経営法人や大規模複合経営（混同・多角経営）法人の専従者１人当りの「所得」は周辺の小企業と同じような「労働所得」・「賃金」の水準に近接しつつあると考えられる。法人の賃金水準が高いことにより、法人への若者の参入が進み、しかも農家へ参入した若い後継者も法人化を目標とするものが多くなる。これらのことは、法人形成促進の基盤になっており、この間の法人の増大に結びついている。こうして北海道の農業生産法人は農家比で耕地面積や売上高で約20％を占め、北海道農業の担い手としての比重を高めてきているといえる。

Ⅳ．今後の展開上の課題

１．法人展開の特徴と問題点

道内の農業生産法人が北海道農業の担い手の主要な部分を占めていることは、これまでの分析で明らかであり、今後もその役割を担う法人の拡大展開が予想される。しかし、問題点もある。そのひとつは構成員をどのように参入させるか。とくに複数の構成員の参入を必要とする農事組合法人では調整することが難しい。しかも、参加した構成員が経営の方針などで意見が合わずに、法人の構成員をやめている例もある（Ｒ法人やＵ法人）。

従って農業生産法人がさらに拡大進展していき、家族農業経営にとって替わるほどになるとは考えていない。そこには、地域の条件と経営条件等が関連している。とりわけ大規模法人経営は経済的にも非効率になることや、技術的な問題も発生する。また大規模畜産法人では家畜のふん尿問題なども引き起こすことになるからである。このようなことから、法人経営には限界があると考えられる[4)]。

しかも、すべての大規模・先進的な農家や営農集団・生産組織体が法人化するわけではない。法

人化することによって従来の肥培管理や生産物の販売管理、そのための判断は法人の代表に帰属することになる。つまり、法人の経営管理の内容の決定は、個別農家構成員の意向を踏まえて、最終的には代表取締役や代表理事に帰結することになる。もちろん多くの法人は、法人経営権の行使については、理事・取締役の話し合いによる合意、及び構成員全員一致の合意が得られるような努力している。ある複数戸1法人では、結論がでるまで話し合っているものや、優先順位を決めて実行したりしている。しかしいずれにしても、最終的な決定権は法人の代表取締役（社長・代表理事）にあり、参加構成農家の決定権・経営権は無くなるのである。

つまり法人化することは、そこに参加する農家、構成農家の経営権がひとつになること・ひとつの個別経営体になることを意味する。これには、これまでの個別経営権がなくなることから法人化に踏み切れない農家が多いと考える。これに対しては、優良な法人の形成過程をモデルにし法人化による経営効果・メリットを明示することや、形成後の法人の経営方針の決定には構成員の全員が具体的に参加できるようにすること、経理の公開を義務付けること、加えて各地域で関係機関・団体の支援・推進システムを確立することなどが必要であると考える。

また営農集団が法人化していない例としては、網走の第26営農集団に示されている。

この26集団は、約30年間、構成農家（個別経営）の展開を共同によって補完し、生産性を高め個別農家の農業所得を拡大してきたものである。これは、あくまでも個別経営権を確保した上での共同化の例である。そこには農家毎の経営主の権限があり経営判断が個別でできる権限が付与されている。このような個別農家の経営権を守ろうとする営農集団・構成農家が依然多いと考える。もちろん、26集団も絶えず法人化の検討がされており、今後の農地等の財産の継承、雇用の導入、新たな事業の展開等を契機に法人化へ踏み出す可能性はあると考える[5)]。このような営農集団・生産組織や家族経営の農業生産法人化は、今後次にみるような課題を克服することができるならば、一定の割合（層）・今以上の比重を担いながら、農業生産の担い手として展開していくことが可能であると考える。

2．法人展開上の今後の課題

これまでの分析のとおり、北海道の農業生産法人は厳しい経営環境のもとで、その位置と役割を増大させ、法人の企業化も着実に進展させてきている。しかし、一方では休業法人も約5％ほどあり、加えて年々約30法人（この10年間の平均）は中止、あるいは解散している。ここには様々な問題があり、法人が今後展開していくには幾つかの課題があることを示している。

とくに解散や中止に追い込まれる大きな要因は、作目によって違いがあるが、法人経営の経営悪化・不振と事務煩雑、構成員の減少や内部調整の困難性、全体として法人経営にメリットがない、リーダーの不足などとなっている。この10年間、この基本要因はあまり変わっていない。つまり、農産物等の売上げが順調で「所得」・「利潤」が安定的に確保できるかどうかということが法人継続・展開の決め手である。これが出来ない場合には当然ながら解散・中止ということになる。あるいは、打開策として新たな方向を探ることになる。この方向というのは、いかに今後の経営戦略をたてることができるかということである。つまり、新たな方向を進めていく場合には、経営・市場戦略が的確にできる、先を見通せるリーダー格の経営者が必要であり、その教育・育成が大切な課題である（法人や地域、関係機関・団体が幅広くリーダーを育てることが必要である）。加えて、今日の厳しい生産環境のもとでは、法人が自らの適正規模

を考えた資金確保ができるかどうか。そのための経営戦略を適切に組むことができるかどうか。さらに今日最も大きな問題である生産した農産物を安全に供給できる、適切な生産・販売管理ができるかどうかも大きな課題である。

法人展開の外的条件の問題としては、法人の展開で重要と考えられる法人間の協同形態や、支援法人組織の解散がみられることである。とくに法人の展開を支援してきた組織の解散は、法人自体の存続を危うくするものである[6]。言い換えれば、法人といえども支援する仕組みの維持・安定的な確保も重要な課題なのである。また、法人を支援する主体や推進事務局なども必要であると考える。道内においては、法人会議や普及センター、支援センターなどの農業・法人支援システムの一層の強化が求められる。これらの協同化・連携の強化や支援システムの形成・確立は、個別農家の展開と同じように、今後の法人展開上の課題である。

注4）農業生産法人の方が農家・家族経営より生産性が高いと考えるが、法人の方が生産性が高いことを実証する裏付けのデータは今のところ公表されていない。

注5）26営農集団については、数えられないほどの報告や論文がある。その一部として、最近の拙稿「地域営農集団の経営者－渡辺（元）組合長－」金沢夏樹・稲本志良・八木宏典編『農業経営者の時代』（農林統計協会.2001.7）を参照されたい。

注6）93年道経済学会で報告した、法人等の支援組織である網走管内白滝村の加工センター（支援組織体）は経営悪化により解散した。これに、最も依存していたS農場法人も崩壊した。これには、相関関係があると考えられる。

（2003年4月16日 受理）